

特定間伐等促進計画

北海道美唄市

令和 4 年 3 月

(変更：令和 7 年 3 月)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本市（町村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で380ha（年平均38ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本市（町村）の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院1/50,000地勢図相当又は1/5,000基本計画図の図面に図示する。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐・造林に関する事項

(2) その他間伐及び造林に関する事項

(3) 作業路網に関する事項

(4) その他施設に関する事項

別紙のとおり

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。

(5) 事業実施箇所

（国土地理院1/50,000）地勢図相当の図面又は1/5,000森林計画図に図示）

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示（緑で囲む）した上で
- ・ 事業実施箇所を図示（間伐…茶色、造林…赤色、作業路網等…青色など）
- ・ 対図番号又は林小班名を表示（注：困難な場合は省略可）

4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
- (2) その他間伐及び造林
- (3) 作業路網
- (4) その他施設

別紙のとおり

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。

5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本市（町村）における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

注）2の図面に併せて図示すること。

6 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類
トドマツ

- (2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努める。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

- (1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

実施主体は、継続的に現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努めるものとする。

- (2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じ地域内の関係者に対し、

積極的な情報提供に努めるものとする。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本市では、森林所有者の大半が5ha以下の小規模な個人所有であることから、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるとともに、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林整備に意欲のある者へ森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、ダイレクトメール等を利用して森林機能と森林管理等の重要性を説明し、林業経営への参画を図り効率的な森林施業を推進する

さらに森林施業の共同化を図るため、地域の関係者と連携して森林施業の共同実施に関する協定の締結を図るなど、共同化の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。

また、収集した森林情報等を活用し、森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成し、森林所有者等の意見集約に努め、合意形成等の推進に努める。

9 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な間伐

等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。
また、高性能林業機械等の導入にあたって、各種情報の提供に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

- 造林、保育コストの低減を図るため、現在、国や道が試験的に実施している、コンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等の情報収集に努め、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等とコンテナ苗木の活用等について意見集約を図り、合意形成等に努める。
- 造林、保育コストの低減を図るため、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等と適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り、合意形成等に努める。（又は※合意形成等に努め普及・定着を図る。）

10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

- 間伐材等の供給に関し、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、公共施設における木材利用の拡大に努める。
- 住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの利用の推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

- 町内には間伐材等を受け入れる工場等はないが、搬出された間伐材等が有効利用できるよう、林業事業体においては、町外の受け入れ工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

11 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

- 北海道林業事業体登録制度を活用し、林業就業に意欲を有する者を対象とした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する技術者、また、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業が実施できる技能者の育成に努めている林業事業体に対して、森林整備等を委託するなどし、人材の育成や確保に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

○ 年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等による広域化を進め経営の体質強化、高度化に努める。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合等の経営基盤の強化が必要なことから、組織体制の充実や事業活動の強化等を図り、地域の中核となる森林組合等の育成に努める。